

事 務 連 絡
平成20年9月30日

社団法人 全日本病院協会会長 殿

厚生労働省保険局総務課
保険システム高度化推進室

疑義解釈資料の送付について

標記については、別添のとおり、地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長、都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長、地方厚生（支）局長あて通知したのでお知らせします。

「写」

事 務 連 絡
平成 20 年 9 月 30 日

地方社会保険事務局
各都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
地方厚生（支）局長

御中

厚生労働省保険局総務課
保険システム高度化推進室

疑義解釈資料の送付について

「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第111号。以下「改正省令」という。）については、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行について」（平成18年4月10日保発第0410005号）等により実施しているところであるが、今般、改正省令中平成20年4月1日施行分の取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(問1) 400床以上の病院については、本年4月診療分から、レセプト電算処理システム(以下「レセ電」という。)を導入する際には、同時にオンライン請求することとなるが、実際の請求に当たって電気通信回線設備の障害により、オンライン請求が不可能となった。

この場合は、ネットワーク回線が再度整うまで、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求が可能と解してよいか。

(答) その通りです。改正省令中、平成20年4月1日施行分の附則第4条第3項に、オンライン請求を行っている保険医療機関又は保険薬局のうち「厚生労働大臣が電気通信回線設備の機能に障害を生じたときその他の事情により、電子情報処理組織の使用による請求を行うことが特に困難であると認める場合には、当該保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができる」と規定されています。

通信網の遮断やサーバーのダウンなどによりオンライン請求が不可能になるような場合については、この規定の、「電気通信回線設備の機能に障害を生じたときその他の事情により」オンライン請求が特に困難であると認められ、ネットワーク回線が再度整うまで、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求となります。

(問2) 改正省令中、平成20年4月1日施行分の附則第4条第3項では、「厚生労働大臣が電気通信回線設備の機能に障害を生じたときその他の事情により、電子情報処理組織の使用による請求を行うことが特に困難であると認める場合には、」と規定されているが、保険医療機関や保険薬局としては、特段の手続きは不要と解してよいか。

(答) その通りです。平成20年5月1日付け保総発第0501001号「疑義解釈資料の送付についてを用いた費用の請求等に関する取扱いについて」による変更後の「疑義解釈資料の送付についてを用いた費用の請求に関する取扱要領」の2(1)において、「(前略)電気通信回線に障害を生じたときその他の事情により、電子情報処理組織による請求が特に困難と認められる場合には、後記4(2)(光ディスク等による請求)または、診療(調剤)報酬請求書及び診療(調剤)報酬明細書により請求すること」となっており、特段の手続きは不要です。

(問3) 400床以上の病院については、平成20年4月診療分以降、レセ電導入の際には、同時にオンライン請求となるため、まずレセ電の準備を整えた上で、オンライン請求開始予定の3ヵ月前に審査支払機関及び回線提供事業者にもオンライン請求のための手続を行ったが、実際には、オンライン請求のネットワーク回線の開通が遅れ、レセ電導入と同時にオンライン請求できない場合は、ネットワーク回線が整うまで、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求が可能と解してよいか。

(答) その通りです。改正省令中、平成20年4月1日施行分の附則第4条第3項に、オンライン請求を行っている保険医療機関等のうち「厚生労働大臣が電気通信回線設備の機能に障害を生じたときその他の事情により、電子情報処理組織の使用による請求を行うことが特に困難であると認める場合には、当該保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができる」と規定されています。

御照会のケースのように、医療機関が審査支払機関へ「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出し、回線提供事業者に対し、回線申込の手続を行っているものの、回線提供事業者によるネットワーク回線の開通の遅れにより、オンライン請求が不可能な場合については、この規定の、「その他の事情により」オンライン請求が特に困難であると認められ、ネットワーク回線が整うまで、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求となります。

(問4) レセ電を導入している400床未満の病院が、合併により400床以上に変更となる予定であるが、引き続きレセ電を導入する予定である。この場合、オンライン請求へ移行しなければならない診療月はいつからか。

(答) 合併する月の診療分からとなります。

(問5) 当薬局は、レセプトを電磁的記録により作成できるコンピュータではなく、ワープロ専用機で文字を入力し、それを印刷してレセプトを作成しているが、この場合は、レセプトコンピュータを使用しているものとして、平成21年4月調剤分からオンライン請求に移行しなければならないのか。

(答) レセプトコンピュータを使用している場合については、平成21年4月調剤分からオンライン請求となりますが、貴薬局の場合は、ワープロ専用機を使用されているとのことですので、レセプトコンピュータを使用していることにはなりません。このため、平成23年4月調剤分からとなります。

また、調剤薬局については、平成21年4月1日に現存しており、かつレセプトコンピュータを使用しておらず、さらに平成21年度のレセプトの件数が1,200件以下の場合には、平成25年3月31日までの厚生労働大臣が定める日まで、オンライン化の期限が延長されます。